

新富津漁協における原因者不明油濁事故に係る報告

財団法人千葉県漁業振興基金
事務局次長 畠山 俊之

1 はじめに

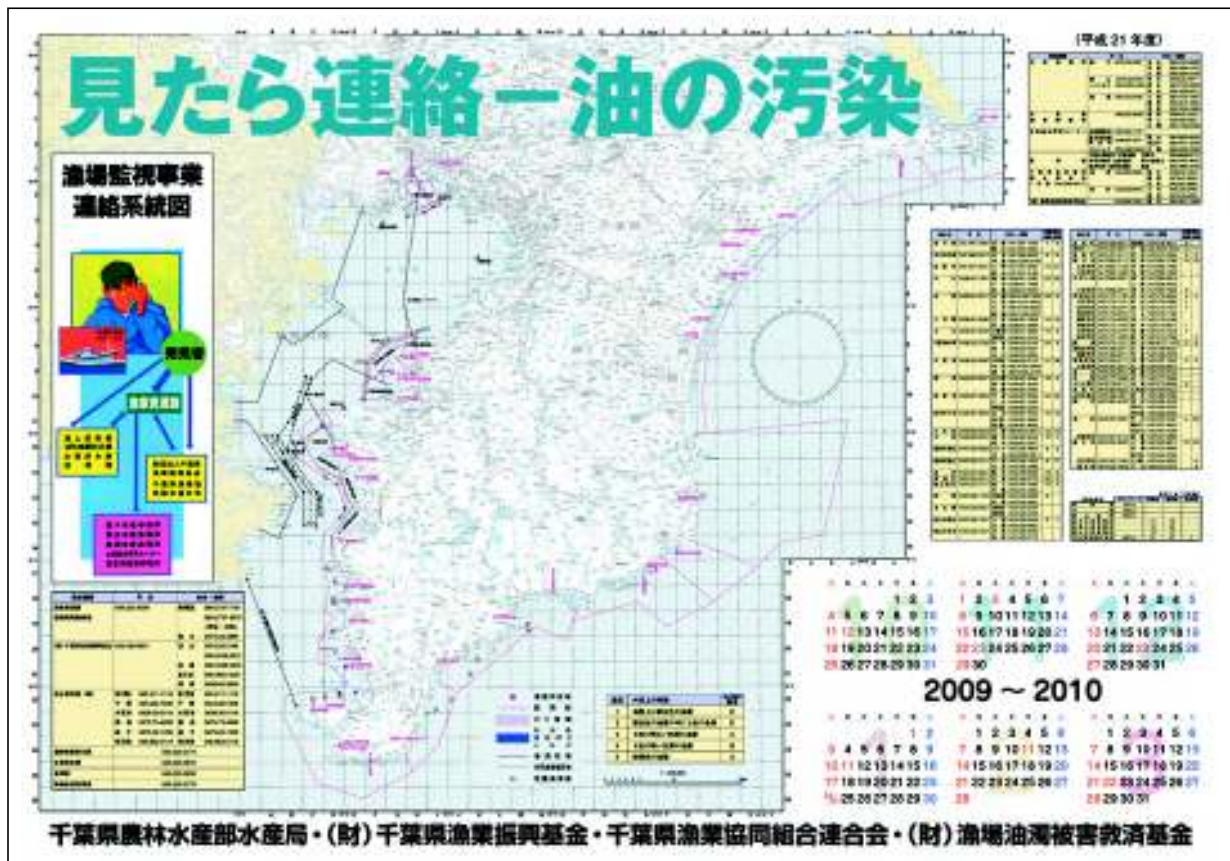
当財団が、油濁事故及び漁業被害の対応を行うことについて、不思議に思われる方々も多いと思われますので、本題に入る前に、その背景について簡単に説明したいと思います。昭和48年8月、東京湾における水銀、PCB汚染に端を発しスズキ類等の市場荷受けの禁止からくる漁獲の停止、出荷不能、魚価低落等の影響で内湾漁業は重大な危機に直面した。

これに対し漁民は、水銀工場3社、PCB工場1社を相手どり、海上封鎖等を含む公害闘争を展開、受領した補償金の内から1億5千万円余りを拠出、今後、公害等東京湾の漁業生産を阻害する要因の排除活動の「原資」として活用すべく県漁連に要請を行い、関係組合長の合意を得て、漁業操業安全、漁業被害処理対策、救済の各事業を柱とした、財団法人千葉県漁業環

境整備基金（以下「整備基金」という。）が設立された。

しかし、新しい条件に適應する漁業の確立、積極的な振興対策の展開等の必要性から整備基金を発展的に解消し、昭和58年4月、新たに財団法人千葉県漁業振興基金が設立された。

新財団は、整備基金の事業の踏襲と漁業振興を柱とした事業を展開するとともに、特に、東京湾で操業する漁業者、臨海企業者との共存共栄を図るため、企業者を集めた洋上研修会、漁業者を集めた臨海企業視察研修会、千葉県が定めた「漁場油濁等監視実施要領」に基づく被害調査及び油汚染の連絡体制のポスター「見たら連絡－油の汚染」の漁協、臨海企業、関係機関への配布等の施策により、油流出・漁具施設への未然防止活動を実施している。



油濁汚染の連絡体制のポスター「見たら連絡－油の汚染」

2 新富津漁協の概要

さて、本題の油濁被害であるが、漂流油がのり養殖漁場に流入した場所は、東京湾のほぼ中央に位置し、富津岬を境として内房海域に位置づけている新富津漁協である。

同漁協は、のり養殖が主要な漁業であり、のりに対する依存度は高く、その割合は、96.02%を占めている。

平成19年度、のり養殖業の生産金額は2,399,605,976円で、県内のり生産金額の56.71%を占めており、県内一のり生産漁協である。



千葉県ののり養殖漁場位置図

3 事故の顛末

(1) 連絡体制

今回の油濁被害は、平成21年2月15日午前7時頃、組合員によるのり漁場の見回りにより発見されたが、同月13日午前10時以降は時化により被害を発見した15日まで出漁していないため、原因船が云々と目撃情報が乏しい被害である。



のり葉体（原藻）に油が付着していた

通報は、「千葉県漁場油濁等監視実施要領」（千葉県が県沿岸水域漁場における油濁等による漁業被害の未然防止と異常事態発生時への速やかな対処のために各方面との連絡体制及び協力体制を定めたもの）と当財団が作成した「連絡体制ポスター」に基づき、被害漁

協から木更津海上保安署（以下「保安署」という。）、当財団、県水産局漁業資源課、県東京湾漁業研究所、財団法人千葉県漁業振興公社（以下「関係機関」という。）へ油発見後、直ちに行われた。

(2) 被害調査と対策会議

15日午前9時には保安署のサンプリング調査、午前11時30分には関係機関による被害のり漁場の確認調査を実施し、油が流入した大まかな範囲を特定した。

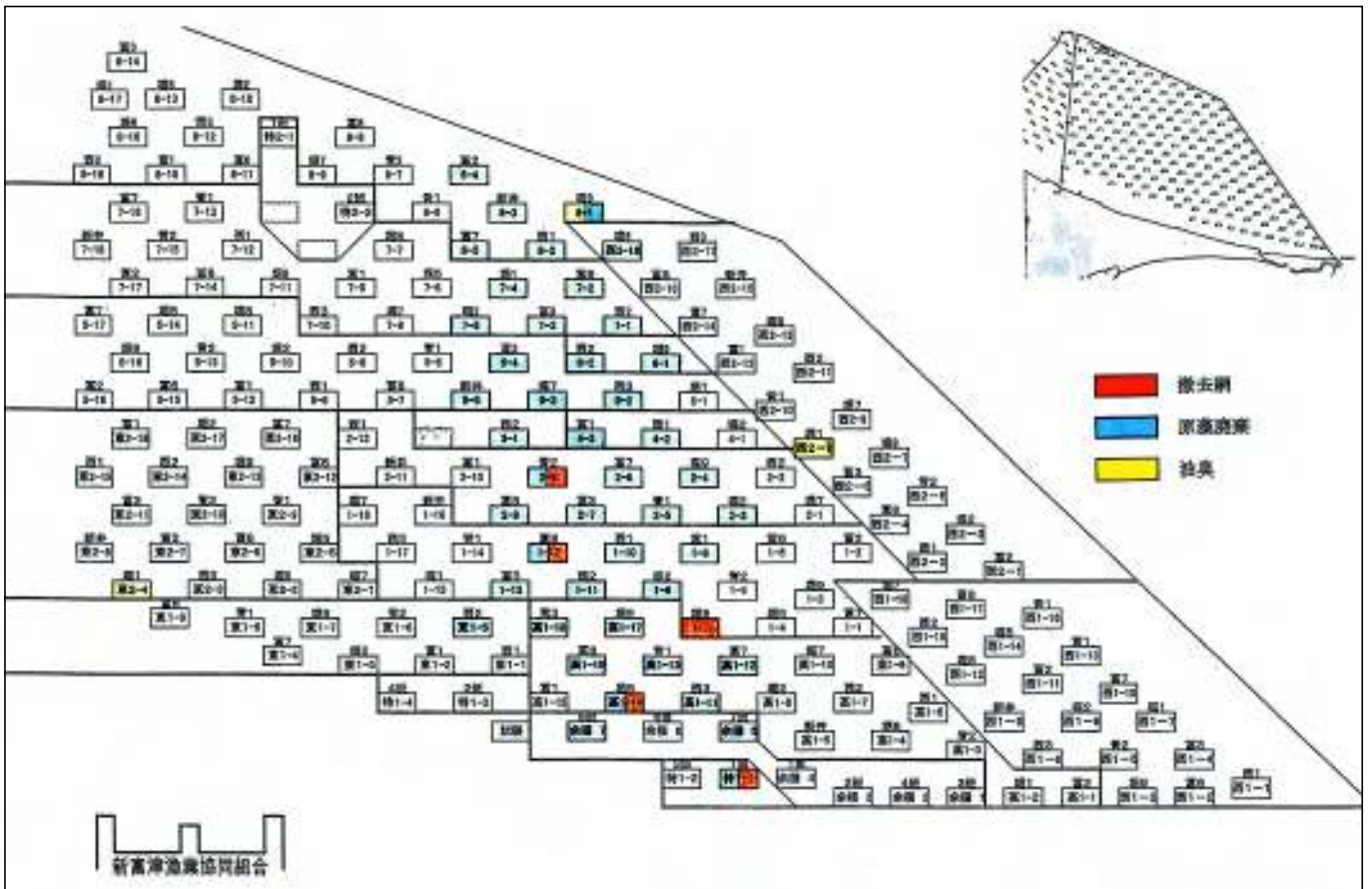
通常の油濁被害では、のり施設の水面上の尺玉、浮子、浮子ロープ類に油が付着するが、今回は、のり葉体に油塊が包み込まれるように付着しているのが特徴である。

このことから万全を期すため、緊急役員会議、のりセット長会議（以下「会議」という。）を開催し、生産者による全柵点検確認調査を実施することを決定し、被害を「のり原藻手摘処理」、「のり原藻刈取り廃棄処理」、「のり網撤去廃棄処理」に区分して調査することとした。

その結果、「のり原藻手摘処理」1,137柵、「のり原藻刈取り廃棄処理」817柵、「のり網撤去廃棄処理」186枚の被害柵を確認した。

但し、上述したとおり、のり葉体に油塊が包み込まれるように付着しているため、目視調査や手摘処理等では、今後、乾のりに製品化した場合「油臭のり」が出荷される恐れがあったため、再度、関係機関を含めた会議を開催して、「のり原藻手摘処理」を「原藻刈取り廃棄処分」に格上げし、18日、19日の2日間で再生産を図ることと、油流入範囲外においても乾のりに製品化した場合、製造過程における油の確認、検査員の検査を厳格化することを決定した。

新富津漁協のり養殖漁場被害図



新富津のり養殖漁場被害図

(3) 処置と処分

被害のりについては、関係機関の立会いのもとに、原藻廃棄のりの検量、廃棄のり網の枚数確認後に、のり生産者が指定された集積場へ搬入し、漁協が依頼した自治体4市の第3セクター(株)かずさクリーンシステム「君津地域広域廃棄物処理施設」の一般廃棄物として焼却処理を実施した。

処分廃棄数量は以下のとおりである。

①のり原藻廃棄重量：84,251kg 柵数(10間換算)：4,860柵。②廃棄のり網：216枚 柵数：204柵。

また、食品の安全のために検査員による万全の体制を整備した結果、製品化した乾のりから油臭のり23,800枚を確認(焼却処分)し、一連の作業は全て終了した。



原藻廃棄のりの検量



検量前の油付着のり原藻



撤去廃棄網



廃棄処分前の原藻のり



アイアンフック付重機によるダンプ積込作業



詰め込まれ廃棄処分施設に向かうダンプ



君津地域広域廃棄処分場



廃棄処理施設の内部

4 原因者の究明

被害発見後、保安署の現地調査では、油はC重油の可能性が高いとのことであった。一般的にはC重油を使用する船舶は国内船では少なく、原因船は外国船の可能性が高いとみて、生産者がのり漁場で作業を終了した13日午前10時から油被害発見の15日午前7時までの間、のり漁場沖合を航行していた船舶100隻以上の聞き取り調査を実施した。

油流出の原因は、流出量があまり多くないことから、第1に船底のビルジに何らかの原因でC重油が混ざり流出した可能性、第2にはC重油を貯めておくタンクのエア抜きから漏れた可能性などと推定されたが、原因船舶の特定には至らなかった。

5 おわりに

今回の油濁被害は、一般的な油濁事故と異なり、強風が吹き荒れた気象条件、流出油がC重油・ビルジ混

じりの硬めの油であったと推定され、のり施設の尺玉、浮子等への油の付着が見られなかった特異なケースであったと推定される。

また、油被害発見の連絡体制については、漁協が、「千葉県漁場油濁等監視実施要領」及び当財団作成の「連絡体制ポスター」を活用して、迅速に保安署、関係機関に通報。この結果、事故処理への対応が迅速に行われた。

最後に、迅速に現場対応を頂いた保安署、数日間に亘り現場確認、再生産体制の指導を頂いた県等の関係機関、夜遅くまで対策会議で制度のご説明を頂いた財団漁場油濁被害救済基金等の皆様方にお礼申し上げます次第であります。

当財団も、海上保安庁、県等のご指導を得て、東京湾の臨海企業、船舶運航者等に対する油濁事故等の防止・指導に向けて、今後も努力して行く所存です。